

## 議第 135 号 公の施設の指定管理者の指定について

### 1 趣旨

老人集会所等（呉市天応ふれあい集会所）の指定管理者を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、指定しようとするものです。

### 2 公の施設の概要

老人集会所等（全 38 施設）のうちの 1 施設を対象とするものです。

施設名	呉市天応ふれあい集会所		
施設所在地	呉市天応宮町 4 番 22 号		
設置年月日	平成 7 年 3 月 31 日		
設置目的	地域老人の教養の向上と福祉の増進を図り、あわせて、地域住民のコミュニティ活動を促進するための施設として設置する。		
設置条例	呉市老人集会所等条例		
施設規模等	敷地面積 214.38㎡ 延べ面積 149.82㎡ 構造・階数 木造，2階建て 主要施設 集会所，和室		
利用状況	利用者数	平成 28 年度	2,584 人
		平成 29 年度	1,894 人
		平成 30 年度	457 人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	平成 30 年度	【呉市分】	
	歳入	0 千円	
	歳出	7,110 千円	
	指定管理料	74 千円	
	需用費（修繕料・災害復旧分）	6,881 千円	
	需用費（光熱水費・避難所開設分）	155 千円	
	【指定管理者分】		
	収入	266 千円	
	支出	354 千円	
	※指定管理者の収支決算詳細については、別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料 1）を参照		
指定管理実績	平成 18 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日	呉市天応地区社会福祉協議会	
	平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	呉市天応地区社会福祉協議会	
	平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	呉市天応地区社会福祉協議会	

### 3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 施設の使用に関する業務
- (3) 地域住民のコミュニティ活動等に関する業務
- (4) 上記の業務に付随する業務

#### 4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

#### 5 団体（候補者）の概要

団体名	呉市天応地区社会福祉協議会
団体所在地	呉市天応宮町4番15号
代表者氏名	会長 友井 輝道
設立目的	地域住民の社会福祉に対する理解と関心を深め、社会福祉団体等が行う福祉活動の連絡調整、その他その地域における住民の福祉を増進させること等を目的とする。
役員	<p>会長 友井 輝道</p> <p>副会長 西本 宏子 石田 澄雄 齋藤 博美</p> <p>理事 井田 淳一郎 新本 明史 田岡 稔</p> <p>          忍谷 義雄 岡崎 源太郎 沖元 秀則</p> <p>          小勝負 光明 溝口 晴雄 藤田 繁逸</p> <p>          奥 香三郎 田岡 光久 島地 邦夫</p> <p>          西山 秀樹 佐藤 誠 楠本 康之</p> <p>          南角 和子 楠本 憲子 坪井 久美子</p> <p>          熊本 美津代 武田 ひろみ</p> <p>会計 平原 啓治</p> <p>監査 山下 典雄 三崎 憲治</p>
決算	<p>平成30年度</p> <p>収入 6,909千円</p> <p>支出 6,909千円</p>

#### 6 団体（候補者）から提出された事業計画等の概要

管理運営上の基本方針	老人集会所を地域老人の教養の向上、世代間交流、健康・福祉の増進等、地域のコミュニティセンターとして位置付け、地域住民の憩いの場、自主活動の場として効果的に活用できるよう管理運営をしていく。
管理運営体制	施設を管理する責任者として管理人を配置するほか、集会所運営委員会を設置して利用者の視点に立った管理運営を行う。
施設の維持管理	防火、盗難予防等の管理に万全を期するとともに、維持修繕を適切に行う。

利用促進の取組	地元各団体の広報誌・回覧板への掲載を働き掛けることで、認知度の向上を図るとともに、地域老人の趣味・交流の場、地域団体の活動拠点として、ニーズに沿った利用促進に努める。
経費削減の取組	日常から小さな無駄の節約を積み重ねることにより経費を削減し、利用者の協力を得ながら光熱水費の縮減に努める。

## 7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料2）のとおり

## 8 選定の理由

当該施設については、地域老人の福祉の増進等を図ることを目的とする施設であり、地域において各種福祉事業を実施し、地域の実態を把握している呉市天応地区社会福祉協議会が管理運営をすることが効果的であるため、公募を行わず同協議会を指定管理者の候補者として選定したものです。